

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例に基づく市長表彰取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市障がいのある人もない人もともに住みよいまちづくり条例（以下「障がい者差別解消条例」という。）第9条第2項に規定する表彰について、表彰基準他必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 表彰の対象者は、障がい者差別解消条例第2条第1項第7号に規定する市民等及び市内に主たる所在地を定める団体（以下「市民及び団体」という。）のうち、障がいのある人に対して合理的配慮の取り組みを実践し障がい者差別解消に貢献が認められるとともに、それを市民等に周知することにより他の模範となり障がい者差別解消の普及・啓発に効果が見込まれる者とする。

2 過去に表彰を受けたことのある者は、再度表彰を受けることができない。ただし、表彰を受けた後、表彰対象となった事項以外の事項が本表彰対象として特に顕著であり、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(表彰対象候補者の募集)

第3条 表彰対象候補者（以下「候補者」という。）の募集は、表彰を受けようとする市民及び団体からの申込み又は関係団体等からの推薦によるものとする。

2 申込み又は推薦をしようとする者は、候補者を松江市障がい者差別解消条例に係る表彰の申込（推薦）書（様式第1号（個人用）、様式第2号（団体用））に記入の上、市長に提出することとする。

(表彰状授与の方法)

第4条 表彰状の授与は年1回とする。

なお、表彰状の授与は、原則障害者週間において行うものとする。

2 表彰を受ける者が複数人（協力的行為）の場合は個人ごとに表彰することとし、団体の場合は団体に対し表彰する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。